

【資料2】

前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する
第三者調査報告書の提出を受けた今後の方針について（各会派の考え方）

自民党・新政クラブ

第三者調査報告書に関する要望

自民党・新政クラブ

■大木前市長

- 可能な限りの損害賠償請求を行うことを市に求めるべきである。

■井上前副市長

- イコーダの変更指示に関する損害賠償請求を行うことを市に求めるべきである。（損害の半額）

■市長・副市長

- 再発防止のためのコンプライアンス教育の徹底とガバナンス強化

■大和市行政

- 市民への説明責任を果たすため、広報やまと、やまとニュース、PRボード、大和市ウェブサイト、中吊り広告など多様な広報を使用して調査結果を公表する。
- 大木前市長及び井上前副市長に対する損害賠償請求を行うにあたり、調査経費、やりなおしに関連する人件費などの経費、議会経費などを考慮した損害額の算出及び賠償金額の算出。

■議会

- 議案として提出される公共工事関連資料は、わかりやすく詳細な資料を議員に提供することを市に求める。

【資料 2】

前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する
第三者調査報告書の提出を受けた今後の方針について（各会派の考え方）

公明党

前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会への会派としての考え方について

2024.7.26

公明党

- 1、元市長への対応については、顧問弁護士等と相談し、適切に対応する事。
- 2、公共施設関連工事の決算について十分な審議を行うため審議資料に詳細な記載を義務付ける。
- 3、議会の年4回の会期ごとに公共施設関連工事の追加・変更で500万円を超えるもの（部長決裁以上）については、丁寧に報告し審議する機会を設けること。
- 4、職員については、法令遵守を研修等を通じて徹底するよう市に求める。

以上

【資料2】

前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する
第三者調査報告書の提出を受けた今後の方針について（各会派の考え方）

自由クラブ

- ① 無駄と指摘された3件、合計1791万円については損害賠償請求が行えるかどうかを市の顧問弁護士に精査してもらう。
- ② ヒアリングを受けた職員については、当該案件に関わったとはいえ、状況に鑑みて責任は問わない方が良いのではないか。ただし実際にこれを指示した当時の管理職等は一切責任を問われないという現状に疑問をもっているという意見もあった。
- ③ 報告書の提言を参考に、再発防止策について検討すべき。
- ④ 議会は今回の事実を知らなかつたとはいえ、責任が全くないとは言えないでので市長・副市長に準じた形で何かしらの姿勢を示す必要がある。

【資料2】

前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する
第三者調査報告書の提出を受けた今後の方針について（各会派の考え方）

日本共産党

「前市長による公共施設工事やり直し指示に関する第三者調査報告書」への意見
＜日本共産党＞

今回、市議会が行政をチェックする機能が果たせず、結果的に無駄な公共工事のやり直しによって無駄な税金が使われてしまったことに、議会としても議員としてもその責任を強く感じている。なぜ議会を通さずこうした事が行われたのか、どうして隠蔽ができてしまったのかをしっかり検証し、二度と同じことを繰り返さないよう再発防止策を講じ、チェック機能がしっかりと果たせる議会にしていくことは必要不可欠である。

前市長への損害賠償請求については、当然行うべきと考えるが、前市長の責任がどこまで及ぶのかなど専門家の意見も聞き総合的に判断されるべきである。また、今回の調査対象になっていない工事においても、精査と見直しが必要であると考えている。

報告書P. 30

●市長の行為に関し、その情報提供が議会に対して十分なされていたのか。改めて検討されなければならない。

○どの様な資料が提供されていたのか→過去の特別委員会、委員会等の資料を調査

必要に応じて、他市での情報提供の状況を把握する必要もある。

○どのように審議が進められていたの→議事録を確認

●議会が公共施設関連工事について十分に情報提供され、そのチェック機能を適正に果たすための方策

① 審議資料に詳細な記載を義務付ける

② 年4回の会期ごとに公共施設関連工事の進捗について丁寧に報告し審議する機会を設ける

○十分な情報提供とは、どこまでの資料が必要なのか検討する必要がある。

最近の傾向として、契約案件ということで、内容に踏み込んだ議論が十分行っていなかった。チェック機能を果たすためには、十分な資料はもとより、しっかり審議できる時間の確保が必要である。

以前あった都市整備対策特別委員会を発展させた形で、公共工事について進捗状況など説明を受け審議する場を設けるようにする。その際、説明の内容も議事録としてしっかりと残すようにする。

【資料2】

前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する
第三者調査報告書の提出を受けた今後の方針について（各会派の考え方）

報告書P. 33

●公共施設関連の発注および施行について、大和市においてはガバナンスが機能していなかった。再発防止策としてはガバナンスを強化して、コンプライアンス意識を高めることしか方法はない。

○具体的提案として、職員の教育、研修のほか、職務権限の規定の見直しによる各部署や役職の職務権限の確認や責任の明確化、必要に応じては職務権限の強化、職務権限の保障規定の整備などが挙げられているが、その内容についても議会と共有を図ってもらいたい。

市長からの不当な要求などに対する市役所での内部通報制度の見直しが必要である。（内部規定や対応マニュアルの整備など）

内部統制に関する方針について→市がどの様な方針を策定しどのように運用していくのかしっかりチェックをすることが必要。取り組みについては、何度ごとに報告書等で公表する。

※工事内容に変更が生じた場合、誰からの指示であるのか、なぜ変更するのかその理由を記録に残すこと

その他

○市長は、調査報告を受けて「瞼を出し切る」と言われているが、今回の調査対象以外の工事について、今後調査を行うのか。今回、公共工事のやり直し事業の対象とはならなかった工事についても、税金の無駄遣いが疑われる。

E x : ポラリスの貸室を学習室に変更する工事は、議会に諮られることもなく実施された。

市役所本庁桜門広場にある歴代市長・市議会議長の碑は必要か。など特に、「こどもの城」や「やまと公園」については調査を行うことが必要と考える。

【資料 2】

前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する
第三者調査報告書の提出を受けた今後の方針について（各会派の考え方）

神奈川ネットワーク運動

前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会 会派としての考え方
神奈川ネットワーク運動

議会として取り組むべきこと

* 議会は、常に首長の行動を監視し、非違、不正、不適切なものを発見し正していく重要な責務を負っている。過去の議会の在り方の反省も踏まえた上で、何故前市長による不正が見抜けなかったのかをしっかりと検証していくこと、議会の監視機能を強化していくことは必須である。

1. 今回調査報告書で上がってきた内容について、議会に対しどのような資料が提供され、説明されていたのか、予算書、決算書、各種契約に関する資料等と照らし合わせていく必要がある。
⇒議会に対する情報提供について、不十分だった点は何か、時期や情報提供の内容等を検証していく
2. 1の検証を行った上で、公共工事に関して議会がチェック機能を果たすために必要な事を具体的に挙げていく。更には、議会選出の監事（監査役）のチェック機能も強化していく必要がある。
⇒情報提供の仕方、追加工事や付帯工事など当初の計画から変更があった場合の情報提供の在り方（どの程度の工事内容から義務化するのか等議会の議決対象の範囲の拡大も検討）提供の時期などを決定していくこと。公共施設関連工事関係の決算について十分な審議をするための審議資料に詳細な記載を義務づける為に、その内容を明確化していく
予算決算の審議について、現行の仕方でいいのかを検証していく。事業別予算書の改革の検討も視野に。他市の事例を参考にしていく。
3. 現在、公共工事についての審議は、予算、決算、契約案件時などに限られ、進行中の公共施設関連工事の進捗状況を調査、審議するための場がない状態である。前市長が行った不正ができない様監視し、チェックしていく為には、工事が行われている間に、リアルタイムでチェックできる場が必要である。そのため、各所管常任委員会にてチェックできるような体制か、必要であれば公共工事をチェックできる特別委員会を立ち上げる
⇒審議にあたり必要とする資料の提供を義務化、事業別予算決算の審議ができるようにしていくこと、必要に応じて専門家の意見を聞くことができる体制

【資料2】

前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する
第三者調査報告書の提出を受けた今後の方針について（各会派の考え方）

4. 政治倫理条例の策定

市議会議員と執行機関の首長及びその他の特別職を対象とした政治倫理条例の策定は早急に行っていくことで、今回の様な前市長による不正を未然に防ぐと共に、政治倫理審査会及び市民の調査請求権により、住民の監視による不正の防止の制度を創ることにもつながる。

2023年に国会で成立した地方自治法89条の改正により新設された3項は「前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない」と規定された。この規定を受け、議会としては具体的な対応を考えていく必要がある。議員としての品位や名誉を損なうことなく、住民全体の利益の実現のために行動するためのルールとして、政治倫理条例の策定は必要と考える。

5. 内部通報制度を見直し、通報者の保護を最優先に考え、機能する体制を市側と検討して作っていくことが必要である。

行政への提案

1. 内部通報制度に関する規定の見直しと、通報者の保護の強化、保護する体制についての検討
2. 公共事業市民評価組織の設置

【資料2】

前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する
第三者調査報告書の提出を受けた今後の方針について（各会派の考え方）

立憲民主党

前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査結果報告を受けて、今後どうすべきか

立憲民主党

報告については、前市長による妥当性のないやり直し指示と無駄な予算執行があったということを、はっきりと認定していることにまずは注目する。さらに「検討の指示」なるものに従わなかったことに不満を抱き始末書を書かせた行為について、課長の決裁事項を課長が決裁したことに対し市長が始末書を書かせる行為は「行き過ぎ」であると断定している点を評価する。これは、前副市长辞職等に関する調査特別委員会においても再三話題にのぼった「反省文」についての事実認定と評価と捉えられるが、パワハラの3要件を明確に満たすものと第三者が正式に判断したと解釈することができる。

再発防止策については、報告書内で提案されている事項についてそのほとんどを実現に向けて前向きに検討すべきと考える。

大木前市長と井上前副市长の責任については当然しっかりと追求しなくてはいけない。まずは当調査にかかった費用と無駄なやり直し工事にかかった費用の求償が考えられるが、そもそも問題はパワハラと合理性のない業務指示なのだから、特定される被害者に対しての損害賠償をさせるべきであり、そのような働きかけを議会としてするべきである。

職員の責任については、報告書で指摘をされた約款と地方自治法の違反さらに隠蔽に関わった当事者については処分をせざるをえない。ただしパワハラが背景にあることと、告発者・情報提供者としての側面も備えていることに十分な配慮をし、その言い分にはしっかりと耳を傾けなくてはいけない。

議会については、チェック機能を果たせなかつた問題を十分に認識した上で、報告書内提案については肅々と実行していくべきだろう。さらに忘れてはならないのは、今回の報告書によって前副市长辞職等に関する調査特別委員会内においてなされた数々の証言に虚偽であるという疑義が生じていることである。大木前市長と井上前副市长によるパワハラ否定発言は言うに及ばず、小山副市长についても市長のパワハラについて見聞きしたことが「ない」反省文については「知らない」公共工事のやり直しについては「認識していない」と答弁しており、今となっては虚偽証言との疑いを持たざるをえずまた、真実を話していたとしてもそれはそれで副市长としての職責を全く果たせていなかつたとなるのでいずれにしても大問題であり、謝罪だけで済まされることではな

【資料2】

前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する
第三者調査報告書の提出を受けた今後の方針について（各会派の考え方）

く再度の聴取か処分が必要であることは言うまでもない。しかしながら、この場合にパワハラ市長と副市長に挟まれた最も気の毒なポジションにいたことは十分に斟酌すべきであることは付言をしておく。

今回の報告書によって10年以上にわたるパワハラと不当な業務指示の事実認定が補強されたわけだが、職員達にとって働きづらい環境が長期間に渡り保持されたことにはやはり嘆息せざるをえず、議会としてはこのことを猛省すべきである。今回の調査におけるヒアリングでも明らかのように、大木前市長は今だに自己弁護の姿勢を貫いており、周囲の証言も併せて考えると到底リーダーの器とは言えず、それが分かった時点でもっと早く見切りをつけておけば今回の調査など必要なかつただろうし、大勢の職員が傷つくこともなかつただろう。選挙で選んだ市民の責任が全くないとは言えないが、しかしながらやはり強大な権力を持つリーダーに対抗しうるのは同等の力を持つもう一方の勢力しかない。大木市長就任以降の大和市議会の動向については、市長に媚びへつらうことがなかったのか、一つ一つ反省をしていくべきだと思うが、即座に指摘しうるのは多選自粛条例の廃止を議会として提案し議決したことと、辞職勧告決議案の議決が全会一致ではなかったことである。いずれも二元代表制の一翼を担う議会が行うこととしては理解に苦しむことであり、今回の報告書でも多選の弊害について触れられていることも考え合わせれば、議会として真っ先にするべきは「二元代表制」を中心とした議会の役割について有識者から学ぶ研修を開催し全員で受講するということではないか？

【資料2】

前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する
第三者調査報告書の提出を受けた今後の方針について（各会派の考え方）

大和維新× i R A I S E

前市長による公共工事やり直しに係る大和維新× i R A I S E会派要望

- 1 前市長に及び関係副市長に対する損害賠償請求
- 2 職員による規則違反に対する懲戒処分
- 3 弁護士提案の市民評価組織の設置

2024/07/26 星野翔

以上